

受給資格認定にあたる助成開始日の一部誤りに係る医療費助成金の支給について

函館市子ども（ひとり親家庭等）医療費助成制度では、医療費の助成を受けることができるようになった日（誕生日・転入日など）を助成開始日として記載した受給者証を交付していますが、誤って受給資格を認定した日を記載した受給者証を交付し認定日以前に受診した医療費の助成が行われていない事例があることが判明しました。

下記の助成対象期間内で、助成を受けることができるようになった日から資格認定日までの間に受診した際の医療費の助成が行われていない方には医療費助成金を支給いたします。

助成対象期間 令和元年（2019年）5月1日～令和6年3月31日

対象となる可能性のある方には市から文書によりお知らせしておりますが、該当と思われる方で市からのお知らせが届いていない方には、医療費助成金の支給に必要な書類を送付いたしますので、当課まで連絡をお願いします。

函館市子ども未来部子育て支援課医療助成担当 0138-21-3181・3182